

平成27年7月

糸田町農業委員会議事録

平成27年7月14日

平成27年7月14日 糸田町農業委員会議事録

1 開催の日時 平成27年7月14日(火) 午前10時00分

1 開催場所 糸田町住民センター 2階 第3研修室

1 委員会の開催及び閉会に関する事項

開会 平成27年7月14日 午前10時00分

閉会 平成27年7月14日 午前10時17分

1 委員会に出席及び欠席委員は次のとおりである。

席順	選挙・選任別	氏名	出欠	
1	選挙	長谷川芳廣	出席	
2	選挙	藤本千鶴子	出席	
3	選挙	藤村幸久	出席	
4	議会推薦	小嶋康子	欠席	
5	農業協同組合推薦	植田芳滋子	出席	
6	選挙	松下順一	出席	
7	選挙	藤村栄之助	出席	
8	議会推薦	早麻章三	出席	
9	選挙	田中力	出席	
10	選挙	前田勝美	出席	
11	選挙	廣房徳保	出席	
12	議会推薦	谷口健次郎	出席	
13	選挙	廣房達生	出席	
14	選挙	廣末勝彦	出席	
15	選挙	松岡忠文	出席	
16	農業共済組合推薦	森下慶治	出席	

1 議長名は次のとおりである。

会 長 森 下 慶 治

1 職務のため、会議に出席した者

農業委員会事務局長	井 上 淳
農業委員会事務局	熊 谷 直 子
農業委員会事務局	高 橋 郁 恵
農業委員会事務局	松 岡 俊 輔

1 説明者及び書記は次のとおりである。

農業委員会事務局

1 議案件名は次のとおりである。

- ・議案第2号 糸田町農業委員会委員の辞職について
- ・審議第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について

1 議事録署名委員の氏名

3 番 藤村 幸久 委員

7 番 藤村 栄之助 委員

1 議事経過は以下の通りです。

会 長 定刻になりましたので始めたいと思います。まず事務局長よ出欠の確認をお願いします。

事務局長 それでは定数の確認をいたします。委員 16 名中 15 名が出席しておりますので、糸田町農業委員会規則第 6 条の規定により、この会議が成立していることを報告いたします。

会 長 事務局からの報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今より 7 月の農業委員会を開催いたします。開催にあたりまして署名委員さんの指名をさせていただきます。3 番の藤村幸久委員さん、それから 4 番の小嶋康子さんが現在欠席されておりますので、7 番の藤村栄之助委員さんよろしくをお願いします。では早速議題を進めさせていただきます。議題につきましては議案第 2 号と審議の第 2 号の 2 案でございます。まず議案の第 2 号の糸田町農業委員会委員の辞職についてでございますが、自己案件となりますので、農業委員会法第 24 条の規定により、私のことでございますので、私は退席させていただきます。また今後の議事の進行につきましては農業委員会法第 5 条第 2 項の規定により副会長に交代させていただきます。よろしく願いいたします。では退席させていただきます。

—会長退席

副 会 長 それでは以後の議事について進めさせていただきます。事務局、議案第 2 号について説明をお願いします。

事務局長 糸田町農業委員会委員の辞任について農業委員会等に関する法律第 16 条の規定によりまして 7 月 1 日付で、糸田町農業委員森下慶治委員から、一身上の都合により 7 月 14 日付をもって農業委員会会長及び委員を辞任するとの辞任届が提出されましたので、当会の同意を求めます。  
農業委員会等に関する法律第 16 条では、「農業委員会の委員、又は会長は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て

辞任することができる。」と定められております。農業委員会の同意は、辞任申し出者を除く出席議員の過半数の賛成によって行うことになっています。以上です。

副会長 事務局からあった件について、意見・質問はありますか。  
無ければ、会長及び委員の辞任について同意される方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)

一 同 異議なし

副会長 出席委員の全員の挙手がありましたので、森下慶治会長及び委員の辞任については、農業委員会により決議されました。  
ただいま辞任について同意をいただきました。

副会長 それでは会長の辞任に伴います新たな会長の選任について、事務局より説明をお願いします。

事務局長 新たな会長の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第12条第1項の規定に基づき、農業共済組合理事の推薦をもって行うことを提案いたします。以上でございます。

副会長 事務局から説明がありましたが、意見質問はありますか。

一 同 異議なし

副会長 異議なしということで、農業共済組合からの推薦を待って、改めて会長の選任をしたいと思います。  
では、審議第2号に入らせていただきます。農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 1ページをご覧ください。  
審議第2号 農業経営基盤強化促進法の規定により、農用地の利用権設定を受ける者ならびに設定する者の届け出がありましたので、農業委員会の承認を求めます。平成27年7月14日  
糸田町長佐々木淳

2 ページをお願いします。

総括

利用権設定存続期間 通年3年 利用権を設定する者1人  
利用権の設定を受ける者3人 面積 4,532 m<sup>2</sup>

計 利用権を設定する者1人 利用権の設定を受ける者3人  
面積 4,532 m<sup>2</sup>

—事務局詳細について読上

位置図と字図を添付していますのでご確認をお願いします。

副会長 では審議第2号農業経営基盤強化促進法規定による利用権の設定について説明がありました。意見がありましたらお願いします。ありませんか。

— 同 ありません。

副会長 ではないようですので審議第2号については承認と致します。次に、その他ということでは何かありませんか。他になければ、これで7月の農業委員会を終わります。

— 同 お疲れ様でした。

平成27年7月14日午前10時17分終了